



建設業においても令和6年4月1日から 時間外労働の上限規制が適用されます

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結・監督署への届出が必要です。



平成31年4月1日、改正労働基準法が施行されました。

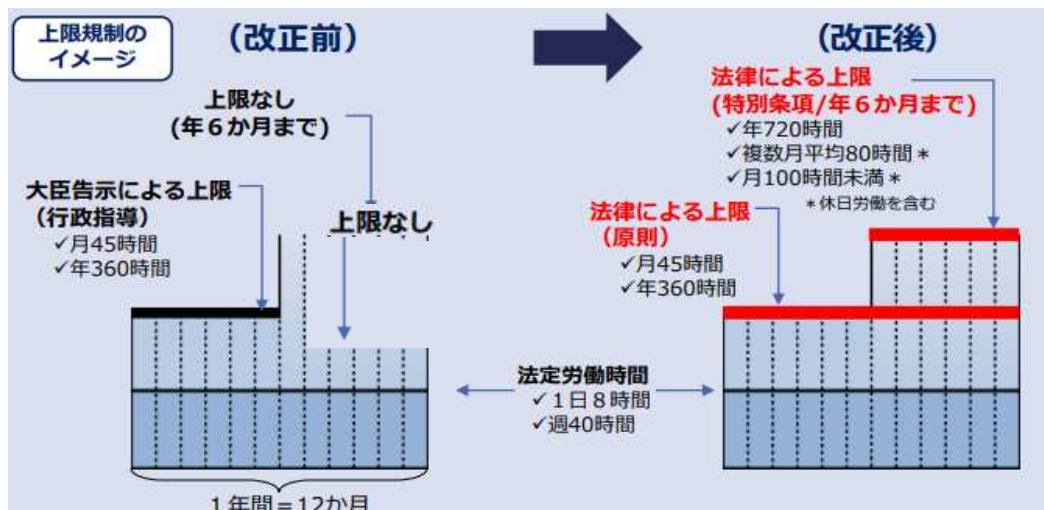
時間外労働の上限規制は、法律(罰則付き)の規定です。

これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準(大臣告示)は、適用除外とされていましたが、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、**臨時的な特別の事情**があって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・時間外労働が**年720時間以内**
- ・時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**
- ・時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**
- ・時間外労働が**月45時間を超えることができるのは、年6か月まで**

上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。



建設業においては、例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・月100時間未満
 - ・2～6か月平均80時間以内
- この2つの規制は令和6年4月1日以降も適用されません。

令和6年に向けて、今から取り組んでいきましょう！

- ・労働時間の適正把握
- ・週休2日制の導入
- ・適正な工期設定の推進 など



ここも確認！

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ

(令和5年3月31日まで)

月60時間超の時間外労働割増率
大企業は50%
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(現在)

月60時間超の時間外労働割増率
大企業、中小企業ともに50%
中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

年5日の年次有給休暇の取得義務化(平成31年4月1日～)

- ・労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に、5日間、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。
- ・対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者です。(管理監督者やパート労働者を含みません。)
- ・自主的に5日以上有給休暇を取得している労働者に対しては、時季指定はできません。
- ・労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。



石川労働局

詳細は、石川労働局ホームページ、『いしかわの働き方改革 トピックス』に掲載している「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」「年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」をご覧ください。
ご不明な点などがありましたら、石川労働局、各労働基準監督署へお問い合わせください。

石川労働局 働き方改革

検索